

貸金庫規定 新旧対照表

令和8年4月1日一部改正

新	旧
1. 格納品の範囲 (1) ～ (2) (略) <u>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> <u>① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u> <u>② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u> <u>2. (利用目的の確認)</u> <u>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。</u> <u>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u> <u>3. 契約の期間等</u> この契約の当初契約期間は、契約日から翌年の応答日までの1年間と<u>します</u>。 (略) <u>4. 利用手数料</u> (1) 貸金庫の<u>利用手数料 (以下、手数料という)</u>は、別に定めた金額により1年分を前払いするものとし、<u>以後毎年</u>、当金庫指定の日に借主の指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書<u>など</u>によらず払戻のうえ<u>手数料</u>に充当します。	1. 格納品の範囲 (1) ～ (2) (略) (新設) (新設) <u>2. 契約の期間等</u> この契約の当初契約期間は、契約日から翌年の応答日までの1年間と<u>する</u>。 (略) <u>3. 使用料</u> (1) 貸金庫の<u>使用料</u>は、別に定めた金額により1年分を前払いするものとし、毎年、当金庫指定の日に借主の指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻のうえ<u>使用料</u>に充当します。

新	旧
なお、当初契約期間の<u>手数料</u>は、契約日から1年分を前払いするものとします。ただし、当該月の利用期間が15日未満の場合は、1か月<u>分</u>不要とし11か月分を<u>お支払い</u>ください。 (2) <u>手数料</u>は諸般の事情により変更することがあります。変更後の<u>手数料</u>は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。 (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月から契約期間満了日までの<u>手数料</u>を月割り計算により返戻いたします。この場合当該月の利用期間が15日以上は1か月として計算します。 <u>(4) 使用中の貸金庫を手数料の違う貸金庫に変更したときは、その月分から月割り計算をもって差額を徴収または返戻させていただきます。</u> <u>5. ～ 7.</u> (略) <u>8.</u> 印鑑・鍵の喪失時等の取扱い (1) (略) (2) 正鍵を失った、<u>または毀損した</u>場合は、鍵の取替えなどに要する費用を負担して<u>いただきます</u>。 なお、当金庫が貸金庫の変更を求めた場合は、直ちにこれに応じてください。 <u>9. ～ 10.</u> (略) <u>11.</u> 反社会的勢力との取引拒絶 この貸金庫は、第<u>12</u>条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第<u>12</u>条第3項第1号、第2号AからF<u>または</u>第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当金庫はこの<u>貸金庫</u>の<u>使用申込</u>をお断りするものとします。 <u>12.</u> 解約等 (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。 この場合、正鍵および届出の印鑑を持参し、当金庫の手続きをしたうえ直ちに貸	なお、当初契約期間の<u>使用料</u>は、契約日から1年分を前払いするものとします。ただし、当該月の利用期間が15日未満の場合は、1か月不要とし11か月分を支払ってください。 (2) <u>使用料</u>は諸般の事情により変更することがあります。変更後の<u>使用料</u>は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。 (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月から契約期間満了日までの<u>使用料</u>を月割り計算により返戻いたします。この場合当該月の利用期間が15日以上は1か月として計算します。 (新設) <u>4. ～ 6.</u> (略) <u>7.</u> 印鑑・鍵の喪失時等の取扱い (1) (略) (2) 正鍵を失った場合は、鍵の取替えなどに要する費用を負担してください。 なお、当金庫が貸金庫の変更を求めた場合は、直ちにこれに応じてください。 <u>8. ～ 9.</u> (略) <u>10.</u> 反社会的勢力との取引拒絶 この貸金庫は、第<u>11</u>条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第<u>11</u>条第3項第1号、第2号AからF<u>および</u>第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当金庫はこの使用申込をお断りするものとします。 <u>11.</u> 解約等 (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。 この場合、正鍵および届出の印鑑を持参し、当金庫の手続きをしたうえ直ちに貸

新	旧
金庫を明け渡してください。なお、正鍵または届出の印鑑を失った場合に解約するときは、この他第<u>8</u>条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡してください。第<u>3</u>条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① 借主が<u>手数料</u>を支払わないとき ② 借主について相続の開始があったとき ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき <u>⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u> <u>⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u> <u>⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u> <u>⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき</u> (3) (略) (4) <u>前2項または</u>前3項の明け渡しが遅延したときは遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月<u>の翌月</u>から明け渡しの日の属する月までの<u>手数料</u>相当額を月割り計算により支払ってください。この場合、第<u>4</u>条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明け渡しの日に、第<u>4</u>条第1項の方法に準じて自動引	金庫を明け渡してください。なお、正鍵または届出の印鑑を失った場合に解約するときは、この他第<u>7</u>条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡してください。第<u>2</u>条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① 借主が<u>使用料</u>を支払わないとき ② 借主について相続の開始があったとき ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき (3) (略) (4) 前3項の明け渡しが遅延したときは遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月から明け渡しの日の属する月までの<u>使用料</u>相当額を月割り計算により支払ってください。この場合、第<u>3</u>条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明け渡しの日に、第<u>3</u>条第1項の方法に準じて自動

新	旧
落しすることができるものとします。 (5) (略) (6) <u>手数料</u>、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。 <u>13. ～14.</u> (略) <u>15.</u> 譲渡、転貸<u>等</u>の禁止 (略) <u>16.</u> 規定内容の変更 当金庫は、お客さまに事前に通知することなく、本規定に記載の内容を<u>当金庫ウェブサイトへの掲載による公表</u>その他相当の方法で公表することにより任意に変更することができるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。	引落しすることができるものとします。 (5) (略) (6) <u>使用料</u>遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。 <u>12. ～13.</u> (略) <u>14.</u> 譲渡、転貸の禁止 (略) <u>15.</u> 規定内容の変更 当金庫は、お客さまに事前に通知することなく、本規定に記載の内容を<u>店頭表示</u>その他相当の方法で公表することにより任意に変更することができるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

全自動貸金庫規定 新旧対照表

令和 8 年 4 月 1 日一部改正

新	旧
1. 格納品の範囲および重量制限 (1)～(2) (略) (3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。 ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの (4) 貸金庫 1 個に格納することのできる重量は 20 kg までとします。 2. (利用目的の確認) (1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第 1 条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。 (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。 3. 契約の期間等 (略) 4. 利用手数料 (1) 貸金庫の<u>利用手数料</u> (以下、<u>手数料</u>という) は、別に定めた金額により 1 年分を前払いするものとし、以後毎年、当金庫指定の日 (契約応答月の 15 日) に借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書<u>など</u>によらず払戻のうえ<u>手数料</u>に充当します。 なお、当初契約期間の<u>手数料</u>は、契約日から 1 年分を前払いするものとし、ただし、当該月の利用期間が 15 日未満の場合は、1 か月分を不要とし 11 か月分をお支	1. 格納品の範囲 (1)～(2) (略) (新設) 2. 契約の期間等 (略) 3. 使用料 (1) 貸金庫の<u>使用料</u>は、別に定めた金額により 1 年分を前払いするものとし、以後毎年、当金庫指定の日 (契約応答月の 15 日) に借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻のうえ<u>使用料</u>に充当します。 なお、当初契約期間の<u>使用料</u>は、契約日から 1 年分を前払いするものとし、ただし、当該月の利用期間が 15 日未満の場合は、1 か月分を不要とし 11 か月分をお支

新	旧
払いください。 (2) <u>手数料</u>は諸般の事情により変更することがあります。変更後の<u>手数料</u>は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。 (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月から契約期間満了日までの<u>手数料</u>を月割り計算により返戻いたします。この場合当該月の利用期間が15日以上は1か月として計算します。 (4) 使用中の貸金庫を<u>手数料</u>の違う貸金庫に変更したときは、その月分から月割り計算をもって<u>差額を徴収または返戻させていただきます。</u> <u>5. ～ 7. (略)</u> <u>8. 印鑑・正鍵・カード等の喪失時等の取扱い</u> (1) (略) (2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、鍵の取替えなどに要する費用を負担いただきます。 <u>カードを失い、または毀損し引続き貸金庫を利用する場合は、カード再発行手続きを行い、当金庫所定の再発行手数料を負担いただきます。</u> なお、当金庫が貸金庫の変更を求めた場合は、直ちにこれに応じてください。 <u>9. ～ 10. (略)</u> <u>11. 反社会的勢力との取引拒絶</u> この貸金庫は、第 <u>12</u> 条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 <u>12</u> 条第3項第1号、第2号AからF <u>または</u> 第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。 <u>12. 解約等</u> (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵・カードおよび届出の印鑑を持参し、当金庫の手続きをしたうえ直ちに貸金庫を明け渡してください。なお、正鍵・カードまたは届出の印鑑を失った場合に解約するときは、この他第 <u>8</u> 条に準じて取扱いします。	払いください。 (2) <u>使用料</u>は諸般の事情により変更することがあります。変更後の<u>使用料</u>は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。 (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月から契約期間満了日までの<u>使用料</u>を月割り計算により返戻いたします。この場合当該月の利用期間が15日以上は1か月として計算します。 (4) 使用中の貸金庫を<u>使用料</u>の違う貸金庫に変更したときは、その月分から月割り計算をもって<u>新使用料</u>をお支払いいただきます。 <u>4. ～ 6. (略)</u> <u>7. 印鑑、正鍵、カード等の喪失時等の取扱い</u> (1) (略) (2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、鍵の取替えなどに要する費用を負担いただきます。 なお、当金庫が貸金庫の変更を求めた場合は、直ちにこれに応じてください。 <u>8. ～ 9. (略)</u> <u>10. 反社会的勢力との取引拒絶</u> この貸金庫は、第 <u>11</u> 条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 <u>11</u> 条第3項第1号、第2号AからF <u>および</u> 第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。 <u>11. 解約等</u> (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵・カードおよび届出の印鑑を持参し、当金庫の手続きをしたうえ直ちに貸金庫を明け渡してください。なお、正鍵・カードまたは届出の印鑑を失った場合に解約するときは、この他第 <u>7</u> 条に準じて取扱いします。

新	旧
(2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① 借主が手数料を支払わないとき ② 借主について相続の開始があったとき ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき ⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき ⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき ⑩ カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき (3) (略) (4) 前2項または前3項の明け渡しが遅延したときは遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡しの日の属する月までの手数料相当額を月割り計算により支払ってください。この場合、第4条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。 なお、当金庫はこの不足額を明け渡しの日、第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) (略)	(2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① 借主が使用料を支払わないとき ② 借主について相続の開始があったとき ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき ⑥ 借主が行方不明のとき ⑦ カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき (3) (略) (4) 前3項の明け渡しが遅延したときは遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月から明け渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割り計算により支払ってください。この場合、第3条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。 なお、当金庫はこの不足額を明け渡しの日、第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) (略)

新	旧
(6) <u>手数料</u>、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。 <u>13.</u> ～<u>14.</u> (略) <u>15.</u> 譲渡、転貸<u>等</u>の禁止 (略) <u>16.</u> 規定内容の変更 当金庫は、お客さまに事前に通知することなく、本規定に記載の内容を<u>当金庫ウェブサイトへの掲載による公表</u>その他相当の方法で公表することにより任意に変更することができるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。	(6) <u>使用料</u>、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。 <u>12.</u> ～<u>13.</u> (略) <u>14.</u> 譲渡、転貸の禁止 (略) <u>15.</u> 規定内容の変更 当金庫は、お客さまに事前に通知することなく、本規定に記載の内容を<u>店頭表示</u>その他相当の方法で公表することにより任意に変更することができるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。